

○熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における教育及び保育実施要領

(平成 19 年 3 月 30 日告示第 315 号の 6)

改正 平成 25 年 4 月 9 日告示第 450 号 平成 27 年 3 月 27 日告示第 337 号の 3

熊本県認定こども園における教育及び保育実施要領を次のように定める。

熊本県認定こども園における教育及び保育実施要領

(趣旨)

第 1 条 この実施要領は、熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例(平成 19 年熊本県条例第 12 号)第 6 条に規定する知事が別に定める事項について、定めるものとする。

(教育及び保育の基本及び目標)

第 2 条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)における教育及び保育は、0 歳から小学校就学前までの子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、満 3 歳以上の子どもに対する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 23 条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供及び家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という 2 つの機能が一体として展開されなければならない。

2 認定こども園における教育及び保育の実施に当たっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 6 条の規定により幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)を踏まえるとともに、次に掲げる幼稚園教育要領(平成 20 年文部科学省告示第 26 号)及び保育園保育指針(平成 20 年厚生労働省告示第 141 号)の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。

(1) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

(2) 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。

(3) 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。

(4) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。

(5) 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

(6) 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

- 3 認定こども園は、前項に掲げる教育及び保育の提供に当たっては、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるよう環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

(認定こども園として配慮すべき事項)

第3条 認定こども園における教育及び保育の提供に当たっては、次に掲げる事項について特に配慮しなければならない。

- (1) 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- (2) 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容及びその展開について工夫を行うこと。
- (3) 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- (4) 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

(教育及び保育の計画並びに指導計画)

第4条 認定こども園における教育及び保育については、認定こども園として目指すべき目標、理念及び運営の方針を明確にしなければならない。

- 2 認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

- (1) 教育時間相当利用児及び教育・保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。
- (2) 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づくものとし、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。
- (3) 家庭及び地域において異年齢の子どもと関わる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編成される学級との集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもとの活動を発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせる等の工夫をすること。
- (4) 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指す、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

(環境の構成)

第5条 認定こども園における園舎、保育室等、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては、特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して、発達を促す経験が得られるよう工夫すること。
- (2) 利用時間が異なる子どもがいることを踏まえ、家庭、地域及び認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。特に満3歳未満の子どもについては、睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては、集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。
- (3) 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり、かつ、広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。
- (4) 子どもの教育及び保育に従事する者が、子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係に基づき、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

(日々の教育及び保育の指導における留意点)

第6条 認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。
- (2) 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違い等による集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性及び課題に十分留意すること。特に満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭と連携し、協力する等十分留意すること。
- (3) 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡、協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。
- (4) 1日の生活のリズム及び利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

- (5) 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等を工夫すること。
- (6) 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をする事への興味、関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。
- (7) 午睡は、生活のリズムを構成する重要な要素であるので、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なること並びに子どもの発達の状況及び個人によって睡眠時間に差があることからこれが一律とならないよう配慮すること。
- (8) 健康状態、発達の状況及び家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。
- (9) 教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(小学校教育との連携)

第7条 認定こども園は、次に掲げる点に留意して、小学校との適切な連携を確保しなければならない。

- (1) 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- (2) 地域の小学校等との交流活動、合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園の職員と小学校等の職員の交流を積極的に進めること。
- (3) 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有及び相互理解を深めること。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年4月9日告示第450号)

この要領は、平成25年4月9日から施行する。

附 則(平成27年3月27日告示第337号の3)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。